

復員廳第二復員局公報

第

○令 達

復二第七二二號

元第四十七號驅潛艇

元敷設艇 石 埼

元第十三號掃海特務艇

元第十八號掃海特務艇

元第二十一號掃海特務艇

右ヲ特別輸送艦トシテ横須賀地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

元敷設艇 粟 島

右ヲ特別輸送艦トシテ佐世保地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

元第二十一號掃海艇

右ヲ特別輸送艦トシテ舞鶴地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

昭和二十二年十月一日

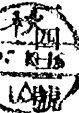
復員廳總裁

復二第七一三號

元第二十三號掃海艇

元敷設艇 神 島

復員廳第二復員局公報 第一四三號 昭和二十二年十月七日



昭和二十二年十月七日(火)

第二復員局文書課

元特務艦 早 埼

元第十二號掃海特務艇

元第十七號掃海特務艇

右ヲ特別輸送艦トシテ横須賀地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

元第三百三十七號輸送艦

元水出艇 雫

元第三十八號驅潛艇

右ヲ特別輸送艦トシテ佐世保地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

元敷設特務艇 片 島

元第二十號掃海特務艇

右ヲ特別輸送艦トシテ舞鶴地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

昭和二十二年十月三日

復員廳總裁

○通 牒

第二番電 (昭和二十二年八月二十七日發電済)

發 經理部長

宛 部内一般

一八九

俸給支給日特例等ニ關スル件

一 本年九月分ノ恒例諸給與(食料ヲ除キ且暫定加給ノ臨時増給ハ六割トスル)ノ支給日ハ九月一日ニ繰上ゲラル。

二 本年六月十二日第一番電(六月十六日公報参照)中「四月分乃至八月」ヲ「四月分乃至九月」ニ改メル。

第一五番電(昭和二十二年九月二十六日番電濟)

發 第二復員局長

宛 部内一般

給與ノ應急措置ニ關スル件

本年九月一日現在内地ニアル第二復員部内各廳ニ勤務スル者ニシテ暫定加給ノ支給ヲ受ケザルモノニハ應急措置トシテ左ノ給與ヲ支給スルコトニ定メラル。

一 支給額

本年九月一日現在ノ俸給、給料報酬、暫定加給、同臨時増給(六割)、臨時家族手当及ビ臨時勤務地手当ノ合計月額ノ三割ニ相當スル金額(十回未滿ハ十回ニ切上グ)ヲ支給ス但シツノ金額方三八〇圓ニ滿タザルトキハ三八〇圓トス

二 所得稅額

支給額ノ一割六分相當額

三 支出科目

給與特別措置費(自)給與特別措置費(節)トス。

四 各復員局經理部長ハ所管各部ノ支給實績(人員並ビニ金額)

ヲ取纏メ十月末日迄ニ第二復員局經理部長宛通報ノコト。

二復經主第二號ノ一〇五

昭和二十二年九月三十日

復員廳第二復員局經理部長

支 出(官) 費

各資金前渡官吏) 費

船舶借料ノ一部自由支拂ニ關スル件通牒

船舶借料ノ支拂ニツイテハ、ソノ金額ノ五割マデハ、コレヲ自由支拂トシテ差支ナイコトニ定メラレタカラ了知サレタイ。ナ

オ右ノ限度内ニオイテモ自由支拂ヲ極力少額ナラシメルヨウ留意スルトトモニ、二復經主第二號ノ四九通牒ノ要領ニヨリソノ

實績ヲ報告サレタイ。

(參照 六月十二日第二復員局公報)

〇 雜 款

〇 正誤

八月二十八日附復員廳第二復員局公報第一三五號令達欄第一

六七頁復二第五九五號第四條二號中「扶養家族ニツキ」ハ

「扶養家族一人ニツキ」ノ誤

新印

復員廳第二復員局公報

第一四四號

昭和二十二年十月十日(金)
第二復員局文書課

○令 達

復二第七三一號

復員廳分課規程中次ノヨウニ改正シ昭和二十二年十月三十日カラコレヲ施行スル。

昭和二十二年十月九日

復員廳 總裁

別紙第五ノ第二十八條表中吳地方復員局ノ項上陸地連絡所ノ欄「宇品」ヲ削ル。

(参照 昭和二十一年六月二十日第二復員局公報)

復二第七三二號

復員廳地方復員局定員表中次ノヨウニ改正シ昭和二十二年十月三十日カラコレヲ施行スル。

昭和二十二年十月九日

復員廳 總裁

吳地方復員局ノ部中宇品上陸地連絡所ノ項ヲ削リ計ノ項「八〇」ヲ「七四」ニ、「一九九」ヲ「一九三」ニ、「五七」ヲ「五六五」ニ改メ合計ノ項中「三八五」ヲ「三七九」ニ、「八六一」ヲ

「八五五」ニ、「二、六九六」ヲ「二、六九〇」ニ改メル。

(参照 八月二十七日第二復員局公報)

○通 牒

第一三番電 (昭和二十二年十月二日發電済)

發 經理部長
宛 部内一般

俸給支給日特例等ニ關スル件

一 本年十月分ノ恒例諸給與(食料ヲ除キ且暫定加給ノ臨時増給ハ六割トスル)ノ支給日ハ十月一日ニ繰上ゲラル。

二 本年六月十二日第一番電(六月十六日公報参照)中「四月乃至九月」ヲ「四月乃至十月」ニ改メル。

復二第七二七號

昭和二十二年十月八日

復員廳第二復員局文書課長

關係各部御中

第二復員局辭令公報廢止ノ件通牒

第二復員局辭令公報ハ十月二日發行ノ第六〇號限リコレヲ廢止シ、爾後辭令ハ第二復員局公報ニ辭令欄ヲ設ケテ掲載ノコトト

復員廳第二復員局公報 第一四四號 昭和二十二年十月十日

一九一

○雜 款
試航船 榮 丸 門司市西海岸通
佐世保管船部關門出張所内

○郵便物發送先

同日、わかくさ丸 尾道郵便局氣付
同日、榮丸 愛媛縣新居濱郵便局氣付
同日、東亞丸 吳市吳地方復員局氣付
特別保管船 海第二十六號殘務整理班
東舞鶴市長濱町舞鶴管船部内

○事務所移轉

大湊地方復員局補給部殘務整理事務所
青森縣下北郡大湊町宇田大湊管船部内
新潟縣民生部世話課第二復員係
新潟市一番堀通り町五七五一番地
縣廳分館 新潟縣民生部世話課内
(電話新潟 四〇三九番 六ア番)

○事務所

九月二十日閉鎖 特別保管艦海第二〇五、二〇七號殘務整理班
九月二十日閉鎖 舞鶴管船部伏木出張所及松江出張所
十月五日閉鎖 吳地方復員局補給部尾道出張所

十月二十日新設 舞鶴管船部七尾出張所
石川縣七尾市尖田新S.B.第二二號氣付
省月殘務整理班 吳市兩城町三一白梅寮内

復員廳第二復員局公報

第一四五號

昭和二十二年十月十三日(月)
第二復員局文書課

○通 牒

復二第七三六號

昭和二十二年十月、日

復員廳第二復員局長

關係各廳長殿

無線通信士資格檢定期則ノ一部改正ニ關スル

件通牒

首題ノ件ニツキ別紙ノ通り照會ガアツタカラ承知セラレタイ。

(別紙第一)

波業第一七九九號

昭和二十二年九月二十六日

東京 逓 信 局 長

第二復員局長殿

無線通信士資格檢定期則ノ一部改正ニツイテ

今般無線通信士資格檢定期則ノ一部ガ改正サレ、別紙ノ通り公布實施サレタガ、ソノ要點ハ現下ノ經濟狀勢ニ即應シタ檢定手數料ガ改訂サレタノト、從來發給ヲ中止シテイタ成規ノ合格證書ヲ復活及發給シ、航空級ノ檢定ヲ中止スルノニアルカラ、左記各號ヲ了知ノ上、貴所屬無線通信士ニ周知方ヨロシク取計

ラソレタイ。

記

一 昭和二十年五月十八日逓信省令第四十三號ニ基イテ發給シタ資格證明書ノ効力ハ、國內的ニハ本改正後モ變更ノナイコト。

ナオ、右資格證明書ヲ受有スル者デ、成規ノ合格證明書ニ書換ヲ希望スル場合ハ、規則第十一條ニヨル書換申請ニヨツテコレヲ行ツコト。

二 前號ノ省令ノ廢止ニ伴イ、規則第八條及ビ同第十一條ニ定メル戸籍抄本及ビ寫眞ノ提出ヲ要スルノデアルガ、右戸籍抄本ハ市區町村長ノ發行スル戸籍記載事項證明書ヲモツテコレヲ代エルモ差支エナイコト。

三 無線通信士ノ選任届ニ添付スル履歷書、體格檢査證書、無線通信士資格檢定期證明書寫ハ、第一號ノ省令廢止後モ省略シテ差支エナイコト。

四 航空級ノ檢定ハ、當分ノ内行ソナイノデアルガ、既ニ發給シタ航空級合格證書ノ効力ニハ變更ノナイコト。

(別紙第二)

總理廳令第三號
逓信省令第三號

復員廳第二復員局公報 第一四五號 昭和二十二年十月十三日

一九三

復員廳第二復員局公報

第一四六號

昭和二十二年十月十四日(火)
第二復員局文書課

○令 達

復二第七四二號

第二復員部内臨時勤務地手當支給規則ノ一部ヲ次ノ如ク改正スル。

昭和二十二年十月十三日

復員廳 總裁

第二條甲地域中「福岡市及ビ門司市」ヲ「福岡市、門司市、吳市及ビ佐世保市」ニ改メル。

附則

本改正規定中吳市ニ關スル部分ハ昭和二十二年五月一日、佐世保市ニ關スル部分ハ昭和二十二年六月一日以降ノ給與ニツキコレヲ適用スル。

○通 牒

第一番電 (昭和二十二年九月二十七日發電濟)

發 第二復員局長
宛 部内一般

連合國引渡艦船乗員ノ航海日當及ビ退職手當

増額ノ件

連合國ニ引渡ス艦船ノ乗員デ引渡艦船ノ回航及ビ整備作業ニ從

復員廳第二復員局公報 第一四六號 昭和二十二年十月十四日

事スル者ニ左ニヨリ航海日當及ビ退職手當ヲ増額支給スルコト
トシ本年七月一日以降コレヲ適用スルコトニ定メラレタ。

一 航海日當ノ増額

(イ) 引渡艦船乗員デ引渡艦船ノ整備、消毒、補給、清掃、回航等ノ作業ニ從事スル者ニハ第二復員部内職員給與規則及ビ本年七月第七番電ニ定メラレタ額ノ外更ニ一回航作業毎ニ一人ニ付其ノ引渡地ガ英國ニ在ルモノニ付テハ三〇〇圓以內、ソ聯邦及ビ中華民國ニ在ルモノニ付テハ二〇〇圓以內、内地ニ在ルモノニ付テハ一〇〇圓以內ノ航海日當ヲ夫々増額支給スルコトガ出來ル。

(ロ) 前號ノ航海日當ノ増額ハ回航任務終了ノ都度コレヲ支給スルモノトスル。

(ハ) 航海日當ノ増額支給ノ細目ニ關シテハ第二復員局經理部長コレヲ定メ關係ノ向ニ通知スル。

二 退職手當ノ増額

引渡艦船乗員デ前號(イ)ニ該當スル作業ニ從事シタ者退職スルトキハ第二復員部内退職手當支給規則ニ定メラレタ額ノ外更ニ俸給給料又ハ報酬ノ一月分以內ヲ増額支給スルコトガデキル。

第二番電 (昭和二十二年九月二十七日發電濟)

發 經理部長

宛 各地方復員局經理部長、同管船部長、各艦船長

航海日當増額支給ニ關スル件

九月二十七日第一番電ヲ以テ首題ノ件方定メラレタガコレガ實施ハ左記了承ノ上處理サレタイ。

記

一 航海日當ノ増額ノ支給ヲ受ケル者ハ米國、英國、ソ聯邦及ビ中華民國ニ引渡スベキ艦船ノ乗員デ當該艦船ノ整備手入、消毒、補給、清掃、回航等ノ作業ニ従事スル者トスル。

二 前號ニ該當スル者デ英國、ソ聯邦及ビ中華民國ニ回航スル艦船ノ乗員ニハ一回航作業毎ニ一人ニ付英國沿岸ハ三〇〇回、ソ聯邦及ビ中華民國沿岸ハ二〇〇回、内地沿岸ニアル者ハ一回航作業毎ニ一〇〇回ノ金額ヲ支給スル。

前號ノ一回航作業トハ當該引渡艦ノ最終ニ内地出港ノ二十日前ヨリ引渡終了内地歸着迄(内地ニアルモノハ當該艦船ノ内地出港前二十日間)ノ期間ノ一貫作業ヲ謂フ。但シ本期間ハ實情ニ應ジ各所屬ノ管船部長コレヲ變更スルコトガデキル。

三 前號ニ依リ支給スル金額ハ一回航ノ作業日數及ビ作業ノ難易等ニ應ジ必要アルトキハ各所屬ノ管船部長ガコレヲ減額スルコトガデキル。

四 一回航作業中ニ於テ乗員ノ補充交代ノアツタ場合ニ於テ支給スベキ金額ハ一回航ノ作業日數及ビ作業ノ難易等ニ應ジ第二號ノ金額以内ニ於テ各所屬ノ管船部長ノ所屬復員局ノ經理部長ト協議ノ上コレヲ定メルモノトスル。

五 管船部長前各號ニヨリ支給スベキ金額ヲ定メタトキハ官職

氏名、金額、支給期間及ビ支給事由ヲ當該給與ノ掌理者ニ通報スルモノトスル。

六 各經理部長ハ各回航回次別ニ所管各部ノ支給實績(人員並ビニ金額)ヲ取纏メ其ノ都度連ニ第二復員局經理部長宛通報スルモノトスル。

○ 辭 令

十月三日發令(復員廳)

二十五號俸ヲ給スル 復員事務官 畑 中 市 藏

二十四號俸ヲ給スル 同 永 長 孫 八

十八號俸ヲ給スル 同 荒 木 義 廣

十月六日發令(復員廳)

白崎主計長復員事務官 谷 輪 英 男(シニシニ)

○ 雜 款

○ 正 誤

十月十三日(月)公報通牒欄復二第七三六號ノ日附六十日ニシ脱ス。

第二復員局公報

第一四七號

昭和二十二年十月十五日(水)
第二復員局文書課

○令 達

復二第七四五號

第二復員局(地方復員局ヲ含ム)分課規程ハ昭和二十一年復二第一〇號別紙第二ノ通リトスル。

昭和二十二年十月十五日

第二復員局長

復二第七四六號

従前復員廳總裁ノ定メタ第二復員局及ビ地方復員局ニ係ル規定等ハ第二復員局長ノ定メタモノトスル。

昭和二十二年十月十五日

第二復員局長

復二第七四七號

昭和二十二年復二第五八二號復員廳第二復員局及ビ地方復員局定員ノ件中次ノヨウニ改正スル。

昭和二十二年十月十五日

第二復員局長

本文及ビ別表中「復員廳」ヲ削リ第一表中備考第四號ヲ削リ第

五號ヲ第四號トスル。

(參照) 八月二十七日第二復員局公報

復二第七四八號

當分ノ間次ノ通リ人員ヲ臨時増置スル。

昭和二十二年十月十五日

第二復員局長

第二復員局總務部總務課

復員事務官 二級 一人

復員事務官 三級 一人

○辭 令

○昭和二十二年十月七日

復員事務官	勳柄健吾(七六九)
同	池上巖(八八四)
同	坂本道二(三五九)
同	岸川正紀(四九七)
同	久良知滋(四九七)
同	足立康(六二四)
同	松岡一良(六八四)
同	日高修(七五三)
同	齋藤泰正(六九四)

第二復員局公報 第一四七號 昭和二十二年十月十五日

一九七

願ニ依リ本官ヲ免ズル

同 和田 昇 治 (三六四)
 同 大山 隆 三 (三三三)
 同 吉村 正 美 (三四七)
 同 中村 一 郎 (三四五)
 同 前田 三 郎 (三四七)
 同 蟹山 久 登 (三四七)
 同 榊田 果 知 郎 (三五八)

十月七日發令(復員廳)

復員事務官 鋤柄 健 吾 (二七九)
 池 上 巖 (二八四)
 同 岸川 正 紀 (四三九)
 同 久良知 滋 (四九七)
 同 足 立 康 (六〇四)
 同 松岡 一 良 (六四四)
 同 齋藤 泰 正 (六八四)
 同 岩 澤 宏 (六九六)
 同 日 高 修 (六五三)
 同 大 山 隆 三 (三三三)
 同 大 山 隆 三 (三三三)

十三號俸ヲ給スル 同 吉村 正 美 (三四七)
 二十號俸ヲ給スル 同 中村 一 郎 (三四五)
 十八號俸ヲ給スル 同 前田 三 郎 (三四七)
 同 蟹山 久 登 (三四七)
 同 榊田 果 知 郎 (三五八)

十月八日發令(復員廳)

加德艦長ヲ命ズル 佐世保管船部勤務復員事務官 佐藤 百 太 郎 (五〇六)
 右ハ六月二十日復員シタ 元海軍中尉 加野 久 武 男 (七八六)
 元海軍少佐 多 田 和 夫 (三三二)
 元海軍主計大尉 服部 誠 太郎 (三三六)
 同 重 松 幸 雄 (三七九)
 元海軍技術大尉 中條 隆 一 郎 (三〇八)
 右ハ九月十九日復員シタ

第二復員局公報 第一四八號

昭和二十二年十月二十日(月)
第二復員局文書課

○令 達

復二第七五一號

元驅逐艦 波 風
元第四十九號驅逐艦
元第十四號掃海特務艇
元第二十二號掃海特務艇
右ヲ特別輸送艦トシテ横須賀地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

元第一百七十二號輸送艦
元第九號驅逐艦
元敷設艦 濟 州
元特務艦 白 崎
元敷設特務艇 黒 島
右ヲ特別輸送艦トシテ佐世保地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

元第十九號掃海特務艇
右ヲ特別輸送艦トシテ舞鶴地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。
昭和二十二年十月三日

復員 總 裁

○辭 令

○昭和二十二年十月十日

復員事務官 平田仁貴知(三三三)
同 中村俊彦(四五八)
同 中田政雄(六九九)
同 岩上健(八四八)
同 田代幹夫(七二二)
同 坪田才次(特)
同 馬場清(三三三)
同 濱田義夫(三四四)
願ニ依リ本官ヲ免ズル

九月二十五日發令(復員廳)

輪第十九號乘組復員事務官 羽 仁 寛(四四)
輪第一百十號乘組ヲ命ズル

十月十日發令(復員廳)

佐世保管船部勤務復員事務官 永 井 博(七三)
舞鶴管船部勤務ヲ命ズル
榮昌丸乘組復員事務官 菅 井 超(五五)
鷗崎航海長ヲ命ズル
横須賀管船部勤務復員事務官 青 木 和 男(四六)
榮昌丸乘組ヲ命ズル

第二復員局公報 第一四八號 昭和二十二年十月二十日

一九九

各 佐世保管船舶勤務復員事務官 松本嘉七(五八〇)	舞鶴管船舶勤務復員事務官 清水俊彦(五五九)	下關掃海部勤務ヲ命ズル 横須賀管船舶勤務復員事務官 穂積 鈇彦(五九六)	輸第十九號乘組ヲ命ズル 復員事務官 半田仁貴知(三三三)	二十五號俸ヲ給スル 同 中村俊彦(四五六)	十九號俸ヲ給スル 同 岩上 健(四四八)	十四號俸ヲ給スル 同 中田政雄(五九六)	十三號俸ヲ給スル 同 坪田才次(特)	二十四號俸ヲ給スル 同 馬 上 清(シ三三)	十四號俸ヲ給スル 同 濱田 義夫(ソ四〇)	二十五號俸ヲ給スル 高橋 ヨシ	復員事務官ニ任命スル 三級ニ叙スル 復員事務官 高橋 ヨシ	三號俸ヲ給スル 復員第二復員局人事部勤務ヲ命ズル 願ニ依リ本官ヲ免ズル
------------------------------	------------------------	---	---------------------------------	--------------------------	-------------------------	-------------------------	-----------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------	-------------------------------------	---

右ハ六月二十一日復員シタ 元海軍軍醫大尉 足立充夫(三〇〇)	右ハ七月十三日復員シタ 元海軍軍醫大尉 高橋 杏介(三四六)	右ハ八月二十一日復員シタ 元海軍軍醫大尉 田 中 信義(二六六)	右ハ八月二十七日復員シタ 元海軍軍醫中尉 高 松 秀雄(三〇五)	元海軍軍醫大尉 齋 藤 盛夫(三六八)	同 加 藤 又三(三三三)	元海軍軍醫中尉 坂 井 信一(三六八)	右ハ九月七日復員シタ 元海軍軍醫少佐 石 丸 脩二(八四七)	元海軍軍醫大尉 西 澤 英三郎(二五五)	元海軍軍醫中尉 河 見 賢三(三三三)	同 須 崎 高 明(三四三)	元海軍齒科醫大尉 田 口 芳 治(一三三)	右ハ九月十九日復員シタ 元海軍技術中尉 小 山 一 郎(三〇〇)	右ハ九月三十日復員シタ 元海軍技術中尉 小 山 一 郎(三〇〇)
-----------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	---------------------	---------------	---------------------	-----------------------------------	----------------------	---------------------	----------------	-----------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

○訂正
 附令公報第五九號一四八頁二段堤 盛雄ノ復員日附「八月二十一日」ヲ「八月二十六日」ニ訂正

第二復員局公報

第一四九號

昭和二十二年十月二十二日(水)
第二復員局文書課

○令 達

復二第七五七號

元第一百十號輸送艦

右ヲ特別輸送艦トシテ横須賀地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

元軍艦 若 鷹

元第二十一號驅潜艇

右ヲ特別輸送艦トシテ佐世保地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

昭和二十二年十月十七日

第二復員局長

○通 牒

二復經主第七號ノ五五

昭和二十二年九月一日

復員廳第二復員局人事部長
復員廳第二復員局經理部長

各 廳 長 殿

退職手當支給ニ關スル件通牒

第二復員部内退職手當支給規則(以下單ニ規則トイフ)ニヨリ退職手當ヲ支給スル場合ハ左ニヨリ實施サレタシ。

一 今後退職スル者ハ特別ノ事情ナキ限り規則第四條ニヨリ「整理ニヨリ」退職スル者トシテ取扱フコトガデキル。

二 整理ニヨリ退職シタ者ニ對シ規則第七條ニヨリ退職手當ノ減額支給スル場合ノ支給額ヲ次ノ通りトスル。

(イ) 在職期間六月未満ノ者

規則第二條及ビ第四條ニヨリ算出シタ支給額ノ八割

(ロ) 勤務成績不良ノ者

同 五割

前項(イ)及ビ(ロ)ニ該當スル場合ハ(ロ)ニヨリ支給スル。

前二項ニ依ル支給額ニ付テハ規則第四條但書ノ規定ハ適用シナイ。

三 昭和二十一年十二月二十八日二復經主第七號ノ一四一ハコレヲ廢止スル。

○辭 令

十月十五日發令(第二復員局)

大湊管船部勤務復員事務官 大熊安之助(三〇〇)
横須賀地方復員局總務部勤務ヲ命ズル

第二復員局公報 第一四九號

昭和二十二年十月二十二日

二〇一

舞鶴管船部勤務復員事務官 成 合 正 義 (六六三)

榮昌丸乗組ヲ命ズル 同 武 政 實 (六八六)

通名 佐世保管船部勤務復員事務官 近 藤 禎 介 (七七三)

同 一 丸 弘 (八三〇)

下關掃海部勤務ヲ命ズル

○雜 款

○郵便物發送先

輸第十九號 吳市下山手町 吳地方復員局管船部氣付

第二復員局公報

第十五〇號

昭和二十二年十月二十五日(土)
第二復員局文書課

命令

第五番電 (昭和二十二年十月二十一日發電濟)

發 第二復員局長

宛 部内一般

一時手當支給ニ關スル件

本年十月二十日現在内地ニアル第二復員部内各廳ニ勤務スル者ニシテ暫定加給ノ支給ヲ受ケテイル者ニハ一時手當トシテ左ノ給與ヲ支給スルコトニ定ム。

支給額

本年十月二十日現在ノ俸給、給料(報酬ヲ含ム)、暫定加給、同臨時増給(六割)及ビ臨時家族手當ノ合計月額(四位未滿ノ端數ハ四位ニ滿タシム)ニ對シ左ノ在勤廳所在地區分ニヨリ定メタル率ヲ乘ジタル額(四位未滿ノ端數ハ四位ニ滿タシム)。

(イ) 大阪市 八割
(ロ) 東京都 六割五分
(ハ) 横須賀市、吳市、舞鶴市及ビ佐世保市 五割
(ニ) 前各號以外ノ市及ビ廣島縣大竹町 四割
(ホ) 前號以外ノ町村 三割

二 所得稅額

支給額ノ一割六分相當額

三 支出科目

給與特別措置費(目) 給與特別措置費(節)

四 各復員局經理部長ハ所管各部ノ支給実績(人員並ビ金額)ヲ取纏メ十月末日迄ニ第二復員局經理部長宛通報ノコト。

命令

昭和二十二年十月十八日

復員事務官 生 陶 勝 二(シニ西ニ)

願ニ依リ本官ヲ免ズル

二十一年八月九日發令(復員廳)

海軍中尉 森 保(ヨリ六〇三)

右充員召集ヲ解除ス

九月三十日發令(復員廳)

復員事務官 坂 本 治 紀

二十號俸ヲ給スル

願ニ依リ本官ヲ免ズル

十月十五日發令(第二復員局)

第二復員局公報 第一五〇號 昭和二十二年十月二十五日

二〇三

第二復員局公報

第五二號

昭和二十二年十月二十九日(水) 第二復員局文書課

○令 達

復二第七七〇號

昭和二十年內令第七號中次ノヨウニ改正スル。

昭和二十二年十月二十七日

第二復員局長

下關掃海部ノ項掃海艦名ノ欄「同 第二百二十二號、同 第二百四十六號」、「同 第二百七十一號(横)」及ビ「同 第二百四十九號(佐)、同 第二百二十一號(阪)、同 第二百四十一號(阪)」ヲ削ル。

(參照 昭和三年七月六日第二復員省公報第一〇號)

復二第七七一號

横須賀地方復員局所管

掃海艦 驅潜特第七十一號

吳地方復員局所管

同 同 第二百二十二號

同 同 第二百四十六號

佐世保地方復員局所管

✓同 同 第二百四十九號

右ノ大阪地方復員局所管ト改メル。

昭和二十二年十月二十七日

第二復員局長

○通 牒

二復人扶第一六號ノ三八五

昭和二十二年十月二十八日

第二復員局人事部長
第二復員局經理部長

關係各廳長殿

掃海作業死傷手當ノ取扱ニ關スル件照會

首題ノ手當ハ掃海作業勤務者死傷手當給與規則第一條ニ該當スル場合ソノ都度迅速ニ同規則第五條ノ手續キガ執ラレテイルトト思ツガ今般聯合軍最高司令部ノ指令ニヨリ第二復員局ノ廢止モ明確トナツタノデ遅クモ本年度中ニハ全部コレガ支給事務ヲ完了シナケレバナラナイカラ御了知ノ上萬遺漏ノナイヨウ極力速カニ處理方取計ソレタイ。

第二復員局公報 第一五一號 昭和二十二年十月二十九日

二〇五